

第6次斜里町行政改革実施計画

アクションプラン

(令和2年度～令和5年度)

令和2年12月

斜 里 町

目次

1. はじめに	…	2
1) 昨年度の「第6次斜里町総合計画実施計画（中期財政収支試算）」から		
2) 「アクションプラン」作成について		
2. 斜里町の財政状況の分析と今後の見通し	…	3
（「斜里町総合計画実施計画書 中期財政収支試算（R2-R6）」より）		
1) 今回の「中期財政収支試算」の作成にあたって（前提）		
2) 斜里町の財政状況（全体分析）		
3) 斜里町の財政状況（個別項目分析）		
4) 斜里町の財政状況分析（まとめ）		
3. アクションプラン	…	16
1) 目的		
2) 計画の目標		
3) 位置付け		
4) 計画期間		
5) スケジュール		
6) プランの基本的な考え方		
7) アクションプラン項目一覧		
8) アクションプラン具体的な項目		

1. はじめに

1) 昨年度の「第6次斜里町総合計画実施計画（中期財政収支試算）」から

令和元年度の「第6次斜里町総合計画実施計画（中期財政収支試算）」（以下、「中期試算」）では、過去10年間の決算値とともに、今後5年間の具体的な見通しを示したところですが、この試算に基づいて、町の財政が悪化しており、令和5年度には町の財政調整基金が枯渇する恐れがあることを明らかにしました。またその財政分析から、特に委託料などの「物件費」の伸びと、病院や下水道、消防など「繰出金」「補助費」の伸びが大きいこと、また今後の会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増により大きな影響を受けることを示しました。これを踏まえて、令和2年度においても、すでにいくつか具体的な取り組みを着手しています。

- ① 国保病院では、5億円を超える繰出金が恒常化し、財政圧迫の大きな要因となっていることから、病院管理会議の場でその窮状を共通意識として、「看護基準の引き上げ」、「ベットコントロール適正化」、「保険調剤薬局」の導入のほか、「病棟再編・病床数の適正化（削減）」、医療機器類の更新の制限など「新斜里町国民健康保険病院改革プラン」や「経営改善に向けた緊急的な取り組み」に基づく経営の効率化に向けた検討・取り組みを進めています。
- ② 下水道会計の繰出金が大幅に増（0.3億円増の3.2億円）となっており、令和5年度までに求められる企業会計化に向けて収支改善が必須となっています。これを踏まえて、かねてから協議中であった水道料金の第2次料金改定を当面見送り、供用開始以来実質的な改定のない下水道使用料の見直しを先行して（定期的な見直し）早急に行うべく検討を進めています。
- ③ 限られた財源の中、少子高齢社会への対応を進めるため、令和2年度予算策定にあたって、「敬老祝金の制度改正」など高齢者施策の全般的な見直しのほか、可能な範囲からの制度改革を進めてきました。

2) 「アクションプラン」作成について

令和元年度末から、新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなり、町民の暮らし、仕事も以前と同様の状態に戻る見通しが持てない状態にあります。また、このことは町の財政にも大きな影響を与えることが予想され、少なくとも令和3年度には一段と厳しい状況となることが明白であり、さらにこの先の見通しも不透明なものとなっています。

この大きな情勢の変化も踏まえた上で、昨年度の対応を踏まえ、早期に具体的な取り組みを進めるため、今年度は例年12月に公表している「中期試算」の作成を9月に行うこととしましたが、この結果でも、令和5年度での財政調整基金の枯渇が懸念される状態であることが明らかとなり、財政健全化に向けた取り組みが急務となっています。

このような経過を踏まえ、斜里町では現在、第6次行政改革実施計画（H31-35）に取り組んでいる最中であることから、この計画のうち、特に財政健全化に関する項目についてより具体的、重点的に進めるため、アクションプランを作成することといたしました。

2. 斜里町の財政状況の分析と今後の見通し（「斜里町総合計画実施計画 中期財政収支試算（R2-R6）」より）

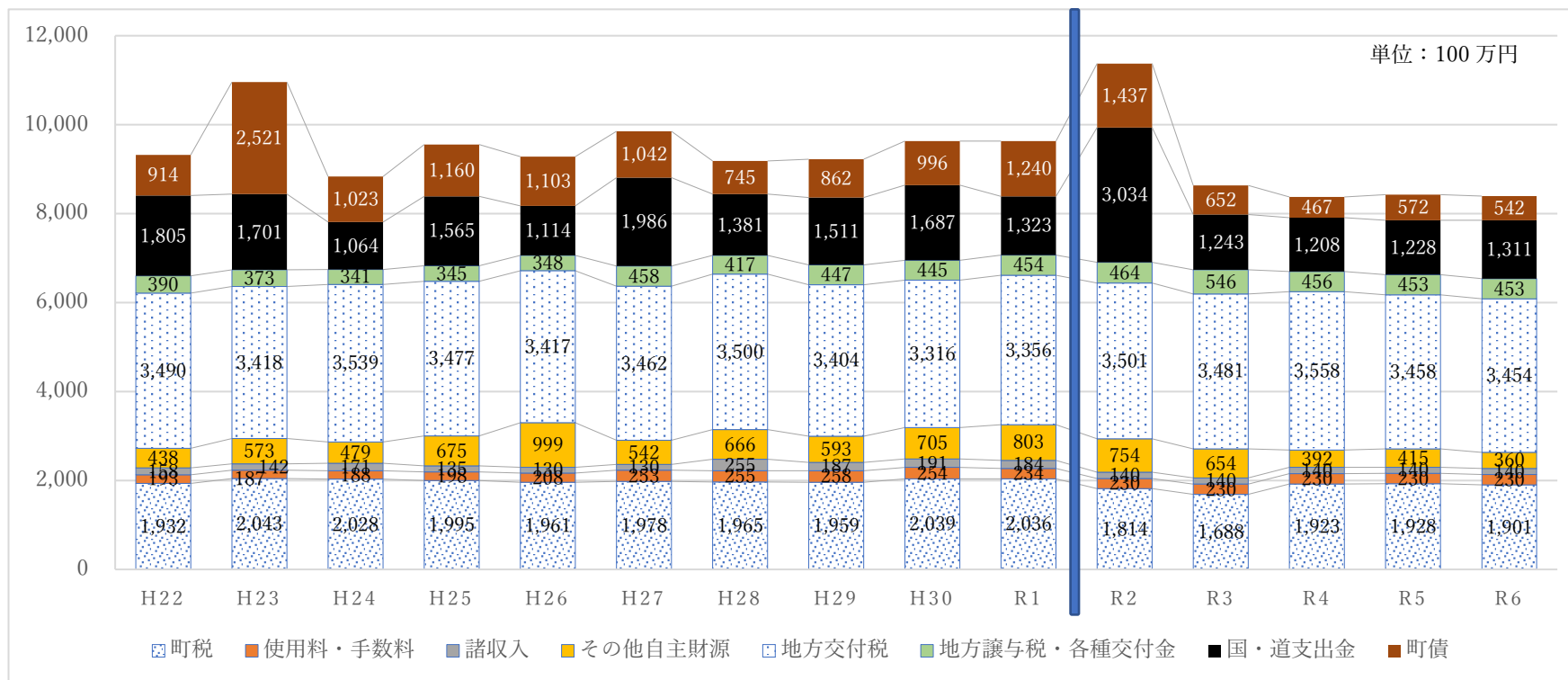
1) 今回の「中期財政収支試算」の作成にあたって（前提）

今回の中期試算では、昨年度から取り組んでいる健全化の取り組みに加え、次の条件を反映したものとしています。

- ①病院事業会計については、令和2年度に6億円を上回る繰入が必要とされており、現状ではその後もこの傾向が継続するものと想定されています（昨年度の「試算」では、5億円あまり）。そのため「試算」の作成にあたっては、5.5億円の繰出しに加え、今年度中に2億円を財政調整基金から繰入れ、病院への10年間の貸付金としています。国保病院としての経営改革により、貸付金を6年目以降5年間で返済を求めるものです。
- ②下水道料金については、令和4年度以降、20%の利用料金の値上げを前提とした数値としています。
- ③現在予定している収入源となる、「(企業版・リワード付)ふるさと納税」「宿泊税」については、投資事業の財源として一定額を充当した形で計画に含めています。

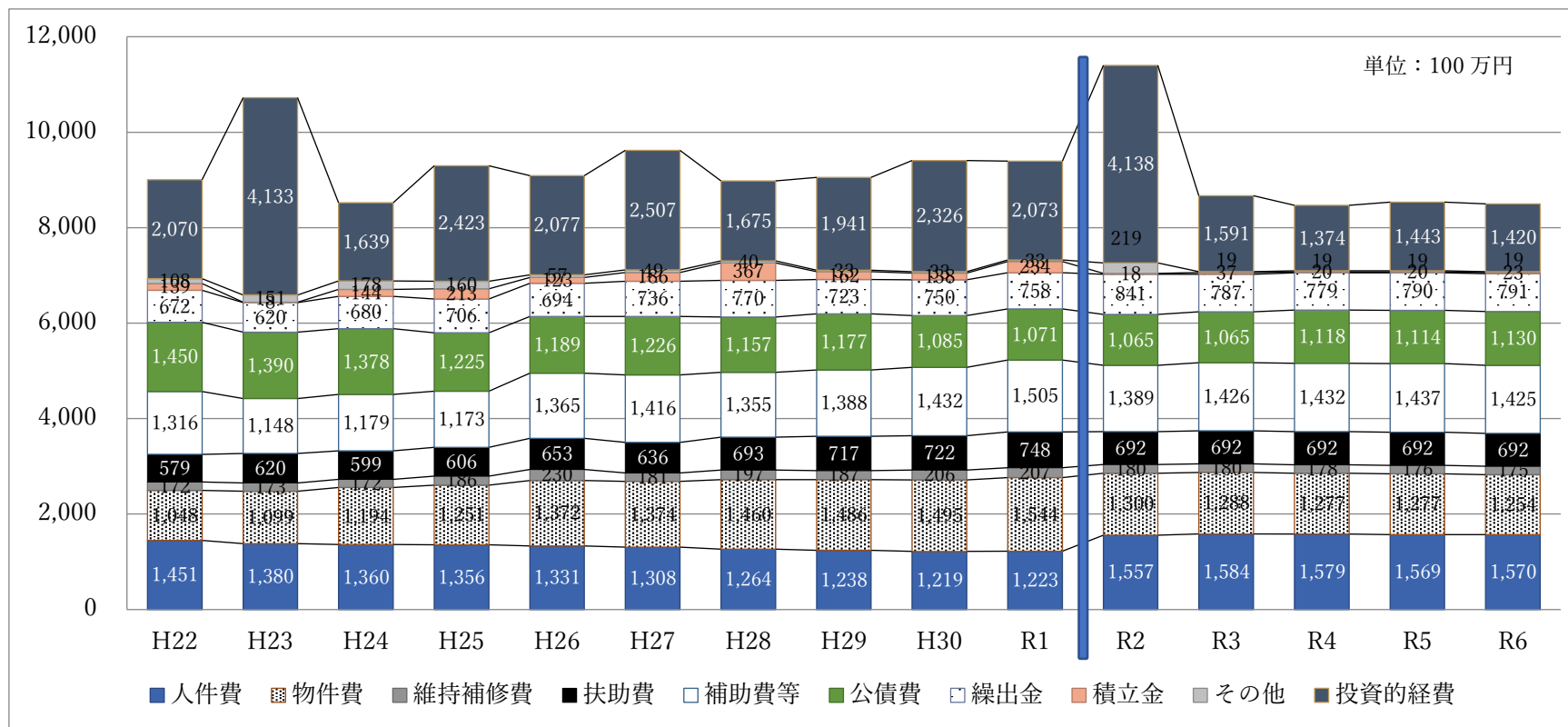
2) 斜里町の財政状況（全体分析）

①歳入の推移



斜里町の歳入は、堅調な税収に支えられ、この10年間はおおむね90億円台でほぼ横ばいで推移してきました。しかし新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、令和2年度については国の交付金や補助金等を財源として多くの事業に取り組んでいますが、令和3年度には多様な業種での減収の影響を受け、大きな税収の減少が見込まれます。また、今後の少子高齢化が進む中、景気動向や一次産業の不振、地方交付税などの不安定要素があります。なお、本試算では多額の財政調整基金の繰入を前提としているものです。

②歳出の推移



歳出の内、「投資的経費」を除いた、経常的経費分の増加傾向が続いています。その中でも増加傾向は「物件費」「扶助費」「補助費」「繰出金」、減少傾向は「人件費」「公債費」となります。

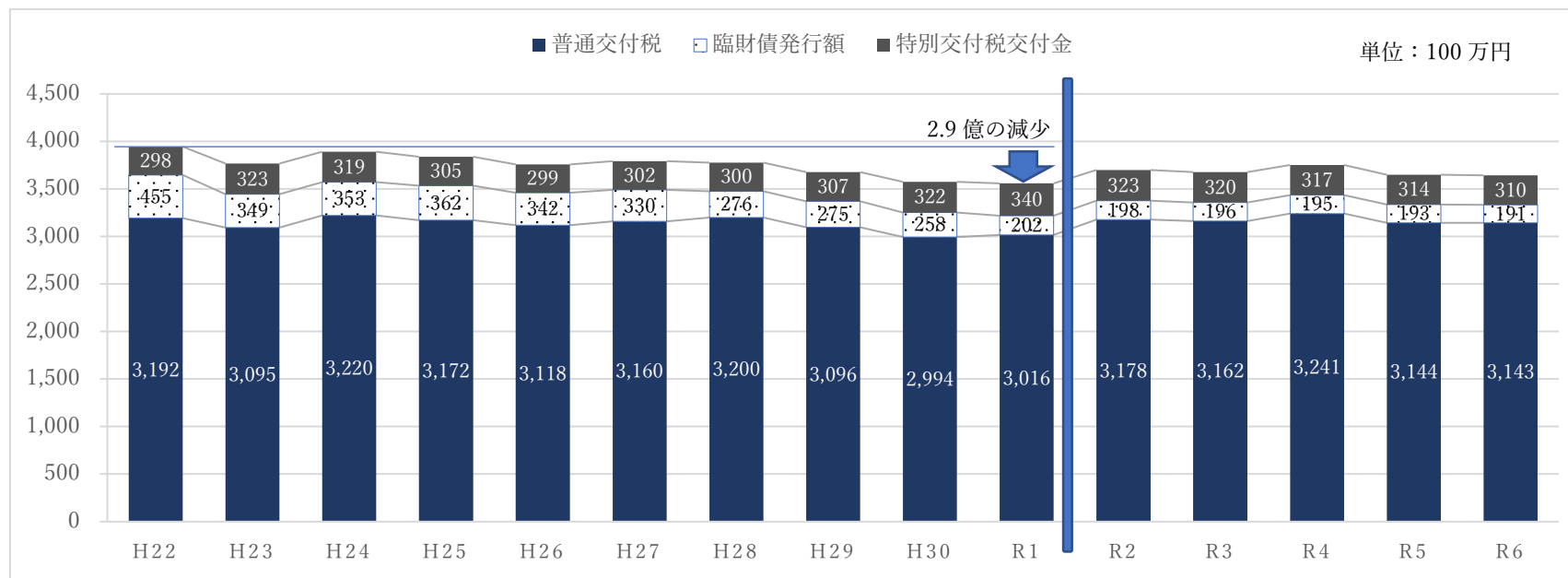
試算では、これまで減少傾向であった「人件費」も下げ止まり、今後会計年度任用職員制度に伴う増分が見込まれ、令和3年度からは退職手当分の増が見込まれます。また、「公債費」も令和2年度を底として、償還額が増加傾向に転じます。

※今回の試算においては、人件費は今後の人事院勧告等の見通しが立たないため、概ね「横ばい」で推移するものとして仮定しています。

3) 斜里町の財政状況（個別項目分析）

<歳入>

①地方交付税

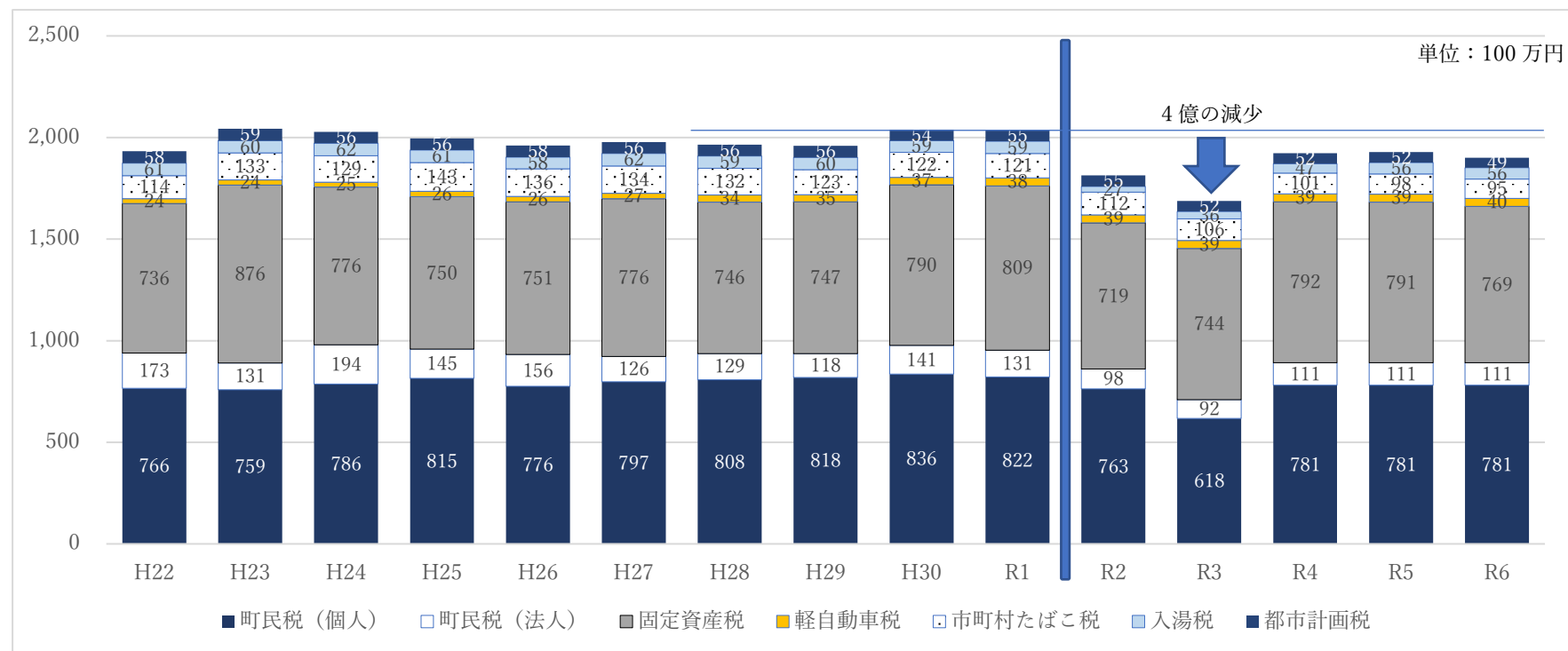


町の収入の中で最も大きな財源となる地方交付税（臨時財政対策債を含む）については、平成 22 年度と令和 1 年度の比較では、2.9 億円が減少しており、財政が厳しくなる一因となっています。

令和 2 年度の普通交付税では、新たに「地域社会再生事業費（71,000 千円）」や「社会福祉費の増（52,400 千円）」などの増から、前年度比 1.6 億円の増額となっています。

今後の見込みについては、令和 3 年度についての国の情報が得られていないため、試算では毎年 1%の減とし、令和 4 年度には令和 3 年度町税減収分の交付税反映、また一部交付税算入される起債償還金を積算に加えており、結果ほぼ横ばいの内容としています。

②町税



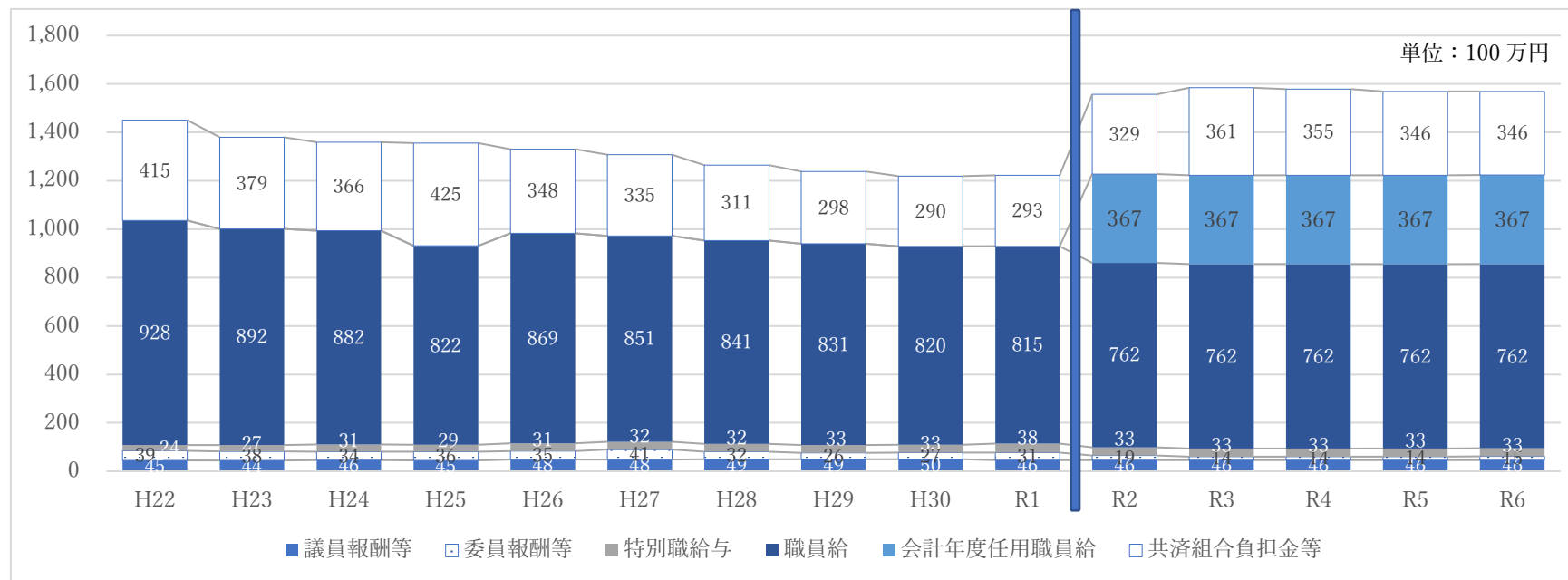
斜里町の税収は昨年度実績でも 20 億円台を確保し、2 年連続 20 億円を超え、堅調に推移しています。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の影響は大きく受けるものとしており、シミュレーションでは比較的早い時期での回復を想定していますが、それでも令和 3 年度の町税は 16 億円台まで落ち込むと考えられます。

これに対し、基本的に町税の減収分は基準財政収入額から減額され、減収分の 75%が地方交付税の増額という形で国から手当されることとなり、その他国の猶予債、減収債などの制度の活用も検討しています。それでも実質的なコロナの影響では、少なくとも 1 億円程度の減収の影響があると見込んでいます。

<歳出>

①人件費

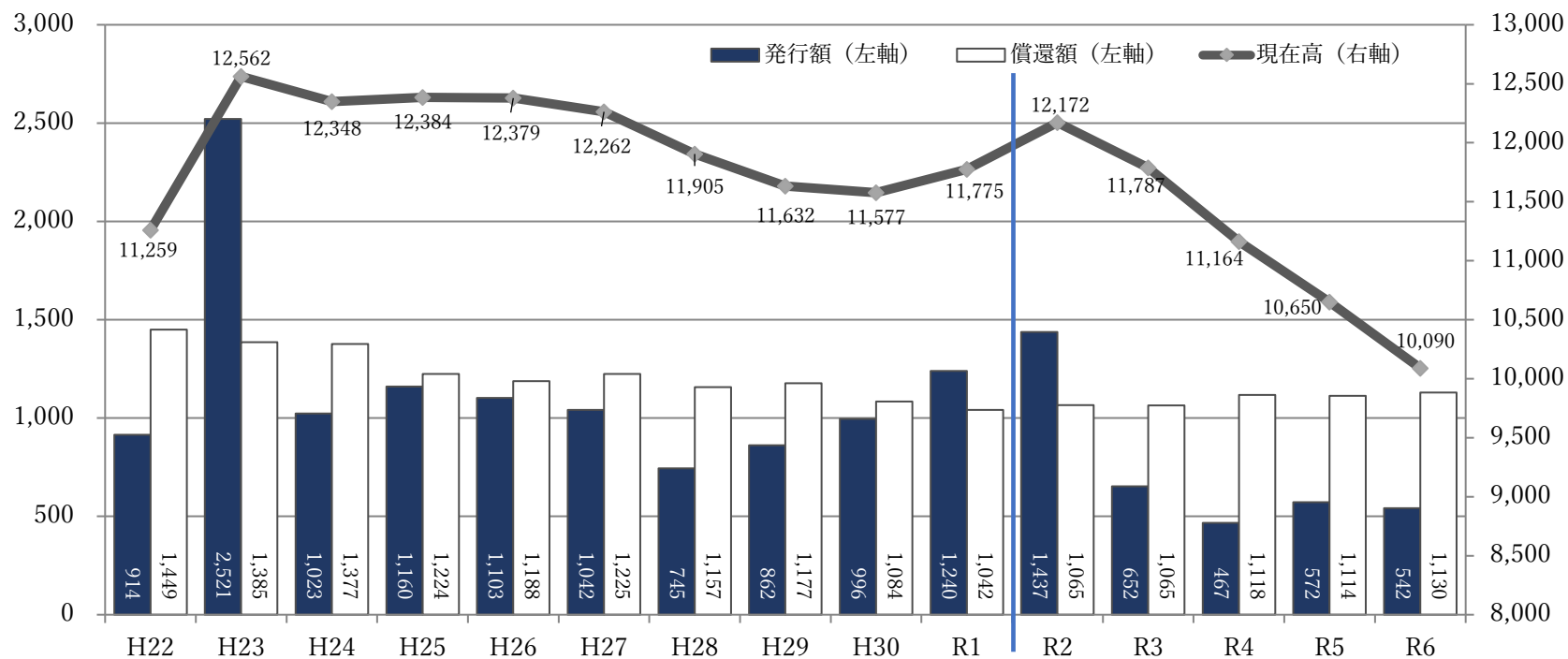


令和1年度に至るまで、人件費は減少してきています。これは、職員の退職等によりこの10年間で職員の平均年齢が約5歳若返った（平成22年度と令和1年度の比較）ことなどにより、大幅に減少してきました。

令和2年度から会計年度任用職員が、物件費（賃金）から人件費に変更となったことから、大幅増加となっており、特に令和3年度にはフルタイム勤務者の退職手当負担金が2年分になることから、30,000千円程度の増加、令和4年度以降についても15,000千円程度の増加が予想されます。なお、その他人件費については横ばいとして試算しています。しかし、今後会計年度任用職員についても昇給が予想されること、職員の年齢層も下げ止まりが予想されることから、総体の人件費の推移は上昇の可能性があります。

②公債費と起債残高の推移

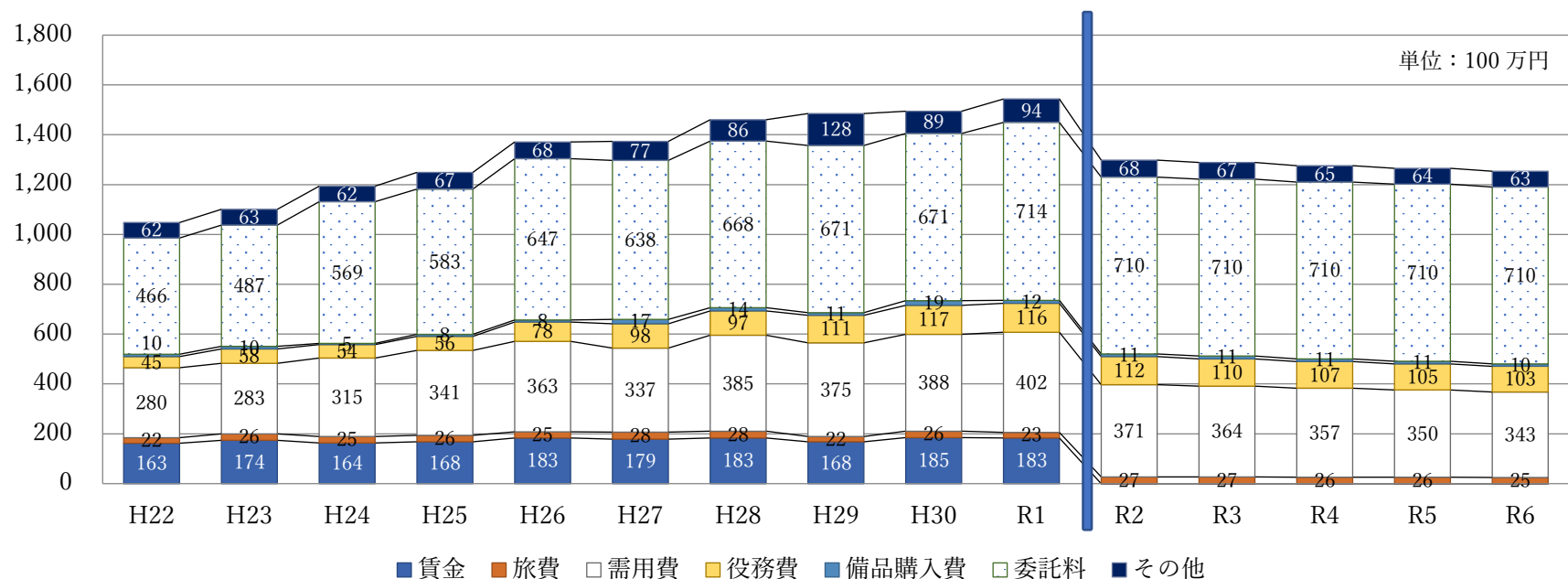
単位：100 万円



この2年間（R1～2）は庁舎耐震化等改修工事をはじめ、年限が定められた有利な起債である「緊急防災・減災事業債（H30～R2）」「公共施設等適正管理推進事業債（H29～R3）」を活用するため、投資額が増えたことにより、新規起債発行額が償還額を上回りました。しかし財政収支バランスが崩れ基金の枯渇が懸念されていることから、試算では投資を大幅に抑制し、新規発行額を抑えた内容としております。

その一方、償還額については、令和1年度が底となり、今後の上昇が予想されます。また、発行額を抑制することにより、起債残高については令和6年度末には100億円程度になると試算しています。

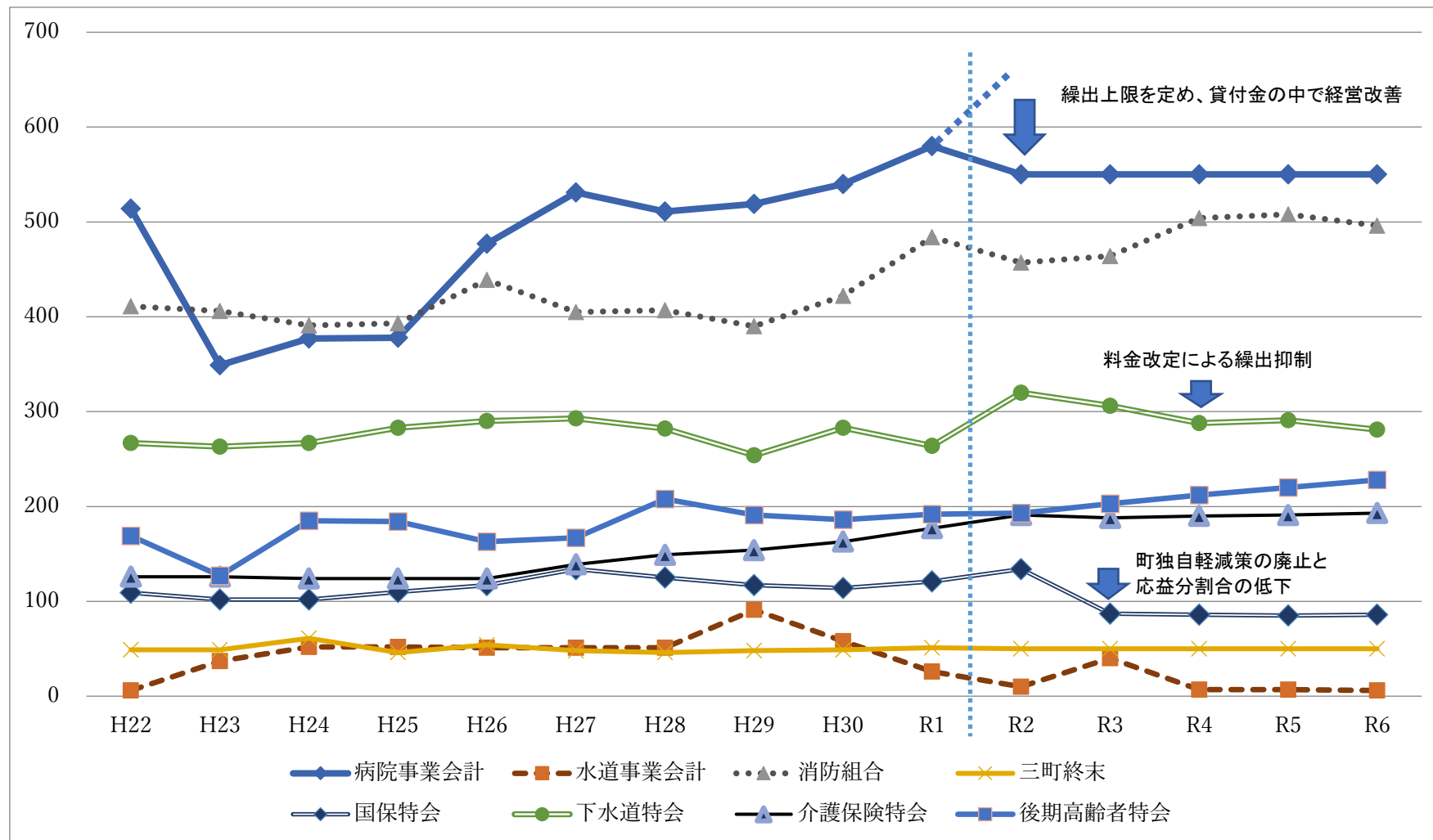
③物件費



物件費は総体として令和1年度まで増加を続けていますが、令和2年度からの「会計年度任用職員制度」に伴い、従来の「賃金」がなくなり、人件費に含まれることとなりました。

過去10年の経過を見ると、需用費、役務費、委託料のいずれも増加となっています。特に委託料は最低賃金の上昇など人件費の増加を受け、10年前の約1.5倍となっています（北海道最低賃金の上昇率は25%の上昇）。そのため、試算の中では、令和2年度以降、委託料は横ばい、その他の項目については、1~2%の減とし抑制をはかるものとしています。

④補助費・繰出金等



補助費・繰出金等については、全体として増加傾向となっています。

「病院事業会計」の繰出金は、令和1年度決算で約5.8億円となり、今年度は6億台後半の繰出しが必要という状況になっています。町全体の基金の枯渇が懸念される状況の中、これ以上の繰出しについては不可能と判断し、今年度は5.5億の繰出しを上限とし、当初予算に加えて財政調整基金からさらに2億円の繰入れを行い、病院事業会計に10年間の貸付をすることとしています。

「消防組合」は整備してきた消防庁舎などにかかる起債償還が本格化するため、補助費も5億台まで上昇することとなります。

「下水道特別会計」は、今後令和5年度までに、特別会計から企業会計に移行することとされており、今まで以上に独立採算制が求められることとなります。しかし、現状ではこれまで財源としてきた借換債ができなくなるなどにより、令和2年度当初予算で3.2億円の繰出しと大幅に上昇となりました。斜里町の公共下水道は消費税改定を除いて料金改定が行われてきておらず、使用料による経費の回収率が47.5%（H29）と、同程度とされる全国93の公共下水道の中で2番目に低い状態であることから、今回の試算では、令和4年度から20%の料金改定を行い、3,000万円の収支改善を行った前提で作成しています。

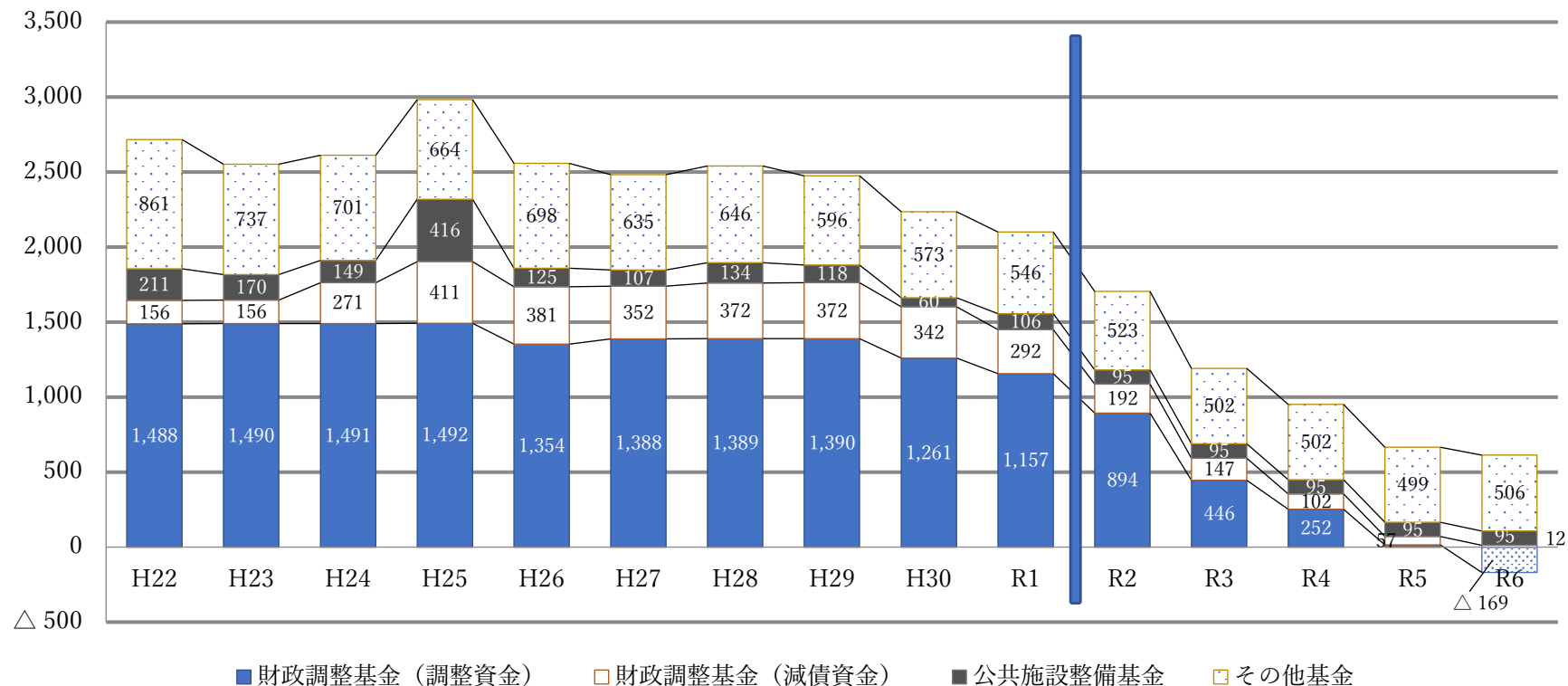
「後期高齢者特別会計」は、今後75歳以上の高齢者が増加することにより、その医療費負担の一部を町が担うことにより増額傾向が続くと予想されます。

「介護保険特別会計」は、現在検討している第8期計画の数値を前提としていますが、新たな施設整備を行わないことで抑制されています。

「国民健康保険特別会計」は、令和3年度から大幅な繰出しの減少となっていますが、町独自の軽減策の廃止と、応益分割合の低下によるものです。

以上、各会計とも、人口減少と少子高齢化を迎える中、収支バランスの維持が困難となることから、収支改善に向けた努力が求められます。

⑤基金残高の推移



近年徐々に収支バランスを崩し、平成30年度には1.6億円、令和1年度には1億円以上の財政調整基金を取り崩している上、令和2年度には病院事業会計への貸付金として2億円を追加で繰入れることを想定しています。また今後も令和3年度にコロナ不況の影響による税収の減も想定され、加速度的に基金が失われることとなります。今回の財政収支試算により、不足分に財政調整基金を繰入れていくと、令和5年度には財政調整基金が枯渇することとなります。

4) 斜里町の財政状況分析（まとめ）

斜里町は、財政力指数^(※)が0.36（H30 決算値）と町村としては非常に高い数値となっています。これは、農業、漁業、観光業と各産業が充実している証です。

その一方で、斜里町の基金残高はオホーツク管内で最も少ない金額となっています（別表）。その要因の1つとしては、平成17～21年度に「市町村合併」を行った市町村（北見市・遠軽町・湧別町・大空町）では「合併特例債」が、また過疎地域の指定を受けている市町村（斜里町・網走市を除く管内全ての市町村。ただし北見市は一部）では「過疎債」という、起債の多くが「地方交付税」に反映する制度の活用が可能であることが挙げられます。

このように、斜里町は財政制度としては恵まれない中ですが、これまでは安定した税収を基盤に、まちづくりを進めてきました。また、投資事業においても、極力一般単独債を抑制して交付税算入のある起債を活用しながら、新規起債の発行を毎年償還額の2/3に抑制する政策をとってきたことにより、庁舎改修という大事業に取り組んだ令和1,2年度を除いて起債残高を徐々に減らしてきました。

しかし、近年の病院や下水道会計等への繰出金の大幅な増加、コロナ禍の影響を受けた税収の低下、人口減少や少子高齢化といった町の状況から、この間の試算では財政収支バランスが大きく崩れ、現状でも少ない財政調整基金がこのままでは4年後に枯渇する現状が明らかとなっています。

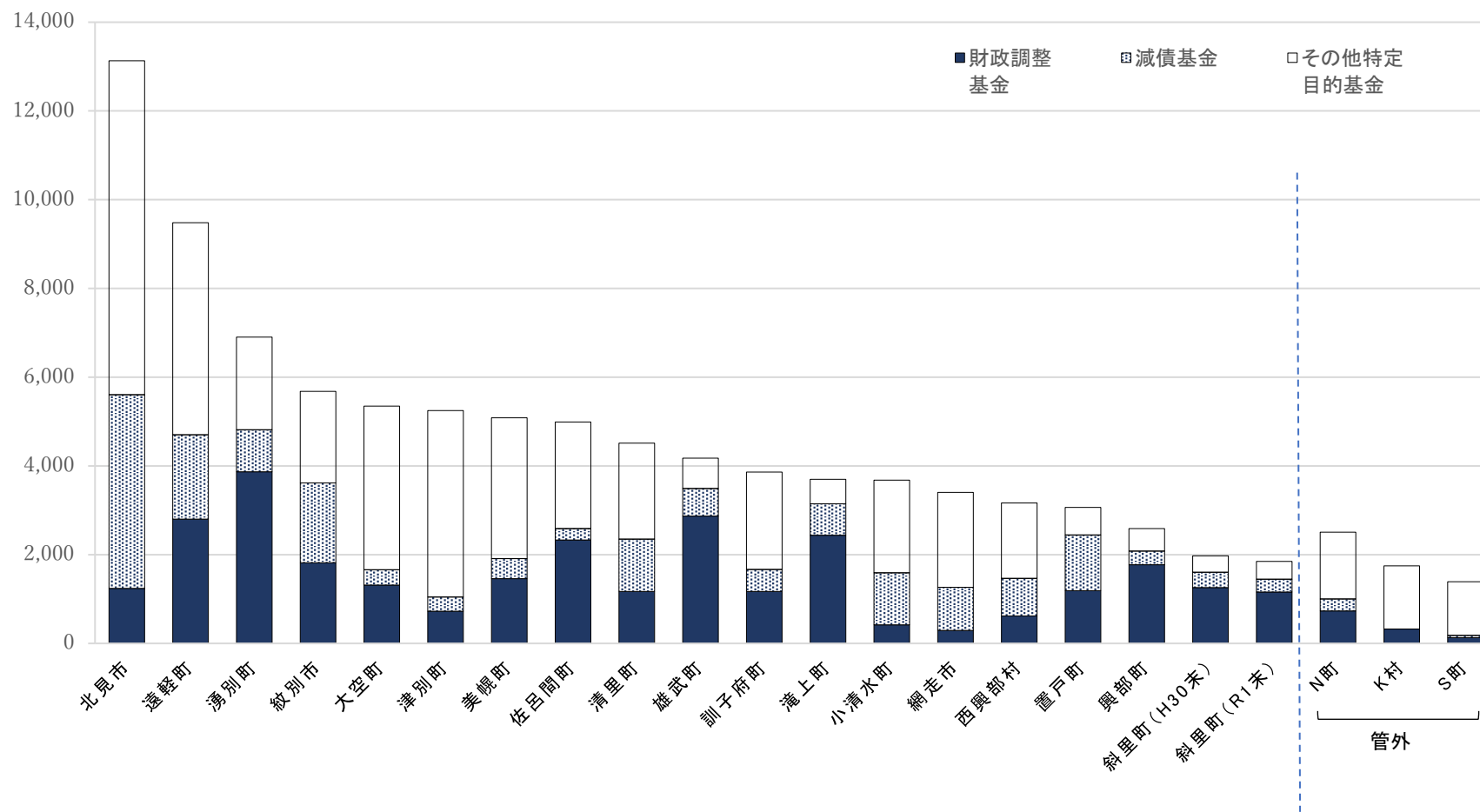
もし、基金が枯渇した場合には財源の不足する事業には取り組めなくなるため、急激なコストカットや、人員削減によるサービスの低下、施設の廃止や縮小など町民生活に多大な影響を与えることとなります。また、新たな投資財源が確保できないことには、人口減少や少子高齢化、道路、橋梁、水道などインフラの老朽化への対応、情報化や国際化など新たな課題に取り組むこともかかないません。

そのため、経常的な経費は税収や地方交付税など安定的な財源で賄いつつ、斜里町の持続的なまちづくりに向けた財源確保を進める必要があります。

※財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。3カ年の平均値で示される。

管内市町村の基金一覧（H30末）



3. アクションプラン

1) 目標

- ①町の財政調整基金の枯渇が近づく中、確実に財政健全化をはかるため、早急に収支バランスの改善を目指す。
- ②そのため、第6次斜里町行政改革実施計画のうち、特に財政健全化に寄与する項目に重点を絞り、具体化をはかることで、着実な実施を目指す。

2) 数値目標

- ① 財政調整基金残高 14.5億 (R1末) →5億 (R5末) →10億 (R10末)
(※残高には、病院会計への長期貸付金分繰替運用分2億円を含む。)
- ② 経常収支比率 88.0% (R1末) → 90%以下 (R5末) → 90%以下 (R10末)
- ③ 実質公債費比率 9.9% (R1末) → 11%以下 (R5末) → 11%以下 (R10末) ※ 早期健全化基準 25.0%
- ④ 将来負担比率 95.4% (R1末) → 97%以下 (R5末) → 97%以下 (R10末) ※ 早期健全化基準 350.0%

3) 位置付け

- ① 第6次斜里町行政改革実施計画 (H31～H35) の行動計画
- ② 第6次斜里町総合計画実施計画 (中期財政試算) の資料を基礎として作成することとし、9月段階で中期財政試算も作成し議会協議する。
- ③ 令和3年度予算以降、毎年の予算に反映するものとし、令和5年度末の目標の実現に向けて、毎年見直しを重ね、実績を公表するものとする。

4) 計画期間

令和2年12月～令和6年3月 (3年3か月間)

5) スケジュール

- ① R2.8月下旬 庁内ヒアリングの実施
- ② R2.9月上旬 実施項目の取りまとめ、内部協議
- ③ R2.9月下旬 議会協議

- ④ R2. 10月下旬～ 行革推進委員会協議
- ⑤ R2. 11月 「緊急町民懇談会」における町民からの意見聴取
- ⑥ R2. 12月 成案作成
- ⑦ R2. 12月 議会協議 → 計画確定
- ⑧ R2. 12～R3. 2 R3 予算案への反映

6) プランの基本的な考え方

- ①現在の町財政のひっ迫した状況は、経常的な収支バランスが崩れていると認識し、全面的な収入の確保、支出の抑制に取り組むためこのアクションプランを確実に実施します。また、プラン策定後も、掲載されていない事項について検討を続け、極力早期に財政改善が図られるよう必要に応じて改定します。
- ②特に企業会計（水道、病院）と今後企業会計への移行が予定される下水道特別会計については、独立採算が前提となります。それぞれの会計で収支バランスが維持できるよう、適切な料金の改定、経費の縮減に計画的に取り組めます。
- ③他方、人口減少や少子高齢化、道路、橋梁、水道などインフラの老朽化への対応、情報化や国際化など多くの課題への取り組みも必要であり、そのための投資財源が必要となります。
- ④「企業版ふるさと納税」「リワード（返礼品）付ふるさと納税」「宿泊税」といった収入は、不安定で臨時的な財源であり、これらの収入に財源として頼りすぎることは危険です。そのため、上記で求められる「投資的な事業」の財源として、基金を活用しつつ計画的に充当するものとします。

7) アクションプラン項目一覧

【歳出項目】

実施項目	実施年度				第6次行政改革項目
	R2	R3	R4	R5	
国保病院経営の改善による繰入金の抑制	経営の改善と繰入金のシーリング				Ⅲ-3-(3) 2) 経営改善による繰入金の縮減
下水道使用料の改定（企業会計への移行）			料金改定	企業会計化	Ⅲ-2-(2) 2) 受益者負担・公共料金の適正化
高齢者施策等の全面的な見直し	一部実施	実施	実施	実施	Ⅲ-3-(1) 1) 団体運営補助金等の適正化
団体運営補助金の適正化		適正化			Ⅲ-3-(1) 1) 団体運営補助金等の適正化
投資的事業の抑制と大型事業（斜里中グラウンドの人工芝化）の中止		中止 抑制	抑制	抑制	Ⅲ-3-(4) 1) 公共施設等総合管理計画等の推進
広域化や共同化による効率的な行政に向けた準備		実施	実施	実施	Ⅲ-3-(2) 1) 広域事務事業の共同処理による効率化
民間委託の具体的検討		一部実施	実施	実施	Ⅱ-1(1) 1) 行政サービスのアウトリーシング等の推進

【歳入項目】

実施項目	実施年度				第6次行政改革項目
	R2	R3	R4	R5	
「企業版ふるさと納税」の導入	導入				Ⅲ-2-(2) 5) その他自主財源の確保
「リワード付ふるさと納税」の導入	導入				
「ガバメントクラウドファンディング(GCF)」の導入		導入			
「宿泊税」の導入			導入		Ⅲ-2-(2) 1) 入湯税の増税等
使用料・手数料の見直し		調査・検討	導入		Ⅲ-2-(2) 2) 受益者負担・公共料金の適正化
町税等の収納率の維持向上	実施		条例制定		Ⅲ-2-(1) 1) 滞納処分の継続
町有財産の有効活用	実施				Ⅲ-2-(2) 3) 公有財産の売却、有償貸付の促進
安全かつ効率的な基金運用と、資金調達コストの削減	繰替運用		実施		Ⅲ-2-(2) 5) その他自主財源の確保

8) アクションプラン具体的な項目

項目名	歳出の抑制① … 国保病院経営の改善による一般会計からの繰出金の抑制
第6次行政改革項目	Ⅲ-3-(3) 2) 経営改善による繰入金削減
<p><状況></p> <p>斜里町国保病院への繰出金は年々増加傾向にあり、町財政への影響が深刻になっています。特に令和2年度収支予測からは6億円台後半の一般会計からの繰出しが必要という状況となっており、地域にとってなくてはならない国保病院ではありますが、経営の改善が不可避な状況となっています。</p>	
<p><方向性></p> <p>①「経営改善に向けた緊急的な取組み」の実行</p> <p>令和2年3月に策定済みの表記プランに基づき、経営改善に向けた取組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病棟再編・病床数の適正化（削減）を行い、病床稼働率、患者単価を向上。（R3～） ○各種加算の積極的算定。（R3～） ○外来診療時間の適正化（R3～） ○医師の配置体制を見直し、「非常勤医師報酬等」の削減。（R4～） ○「看護師」「看護補助者」「助手」の適正配置による抑制（R2～） ○医療機器等導入の抑制（R2～） など <p>②病院会計への繰出金のシーリングの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○繰出金の上限を5.5億円とし、これに加えて運転資金として、2億円の貸付金を提供します。貸付金については、6年目から償還を進め、5年間（R12年）で返済を終了します。（貸付期間10年間） ○独立採算制に基づく企業会計として、病院内部の経営意識を高めます。 	
試算に与える影響	<p>①②R2～R6 500,000千円（積算済み）</p> <p>※ 単年の赤字を650,000千円→550,000千円に削減するとして積算</p>

項目名	歳出の抑制② … 下水道使用料の改定
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(2) 2) 受益者負担・公共料金の適正化
<p><状況></p> <p>下水道事業特別会計への繰出金はこれまで2.5億円程度で推移してきましたが、令和2年度の予算では、3.2億円となりました。この大きな要因としては、これまで消費税改定を除いて料金改定が行われてきていないことに加え、財源としてきた新たな借換債の活用ができなくなっていることによるものです。</p> <p>下水道事業特別会計については、今後令和5年度までに、特別会計から企業会計に移行することとされており、今まで以上に独立採算制が求められることとなります。地理的な要因からも、完全な独立採算は困難であり、一定の一般会計からの繰出しは必要なものの、計画的に経費回収率を高めていくことが求められます。</p>	
<p><方向性></p> <p>①下水道料金改定を令和4年度に行います。</p> <p>現在の斜里町の「公共下水道料金」は次の状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用料による経費の回収率が47.5%（H29）と、同程度とされる全国93の公共下水道の中で2番目に低い ※ ウトロの特定環境保全公共下水道は経費回収率44.5%（H29） ○管内16の下水道の中で2番目に安価（R1.11現在、20m³使用料比較） <p>②企業会計への移行に向けて、資産の整理、確認を行い、計画的な修繕、改修を進めます。</p>	
試算に与える影響	①R4～R6 合計 90,000千円（積算済み）

項目名	歳出の抑制③ … 高齢者施策等の見直し																																															
第6次行政改革項目	Ⅲ-3-(1) 1) 団体運営補助金等の適正化																																															
<p><状況> ※ 2005-2015 国勢調査結果、2020-2040 社人研調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満 (年少人口)</th> <th>15～64歳 (生産年齢人口)</th> <th>65～74歳 (前期高齢者人口)</th> <th>75歳以上 (後期高齢者人口)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2005</td> <td>1,684</td> <td>8,563</td> <td>1,728</td> <td>1,456</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>1,535</td> <td>8,070</td> <td>1,697</td> <td>1,743</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>1,426</td> <td>7,139</td> <td>1,822</td> <td>1,844</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>1,303</td> <td>6,623</td> <td>2,003</td> <td>2,105</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>1,157</td> <td>6,180</td> <td>1,740</td> <td>2,365</td> </tr> <tr> <td>2030</td> <td>1,039</td> <td>5,747</td> <td>1,486</td> <td>2,544</td> </tr> <tr> <td>2035</td> <td>964</td> <td>5,373</td> <td>1,336</td> <td>2,495</td> </tr> <tr> <td>2040</td> <td>897</td> <td>4,906</td> <td>1,305</td> <td>2,387</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 15歳未満 (年少人口) ■ 15～64歳 (生産年齢人口) □ 65～74歳 (前期高齢者人口) ■ 75歳以上 (後期高齢者人口)</p>				年	15歳未満 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65～74歳 (前期高齢者人口)	75歳以上 (後期高齢者人口)	2005	1,684	8,563	1,728	1,456	2010	1,535	8,070	1,697	1,743	2015	1,426	7,139	1,822	1,844	2020	1,303	6,623	2,003	2,105	2025	1,157	6,180	1,740	2,365	2030	1,039	5,747	1,486	2,544	2035	964	5,373	1,336	2,495	2040	897	4,906	1,305	2,387
年	15歳未満 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65～74歳 (前期高齢者人口)	75歳以上 (後期高齢者人口)																																												
2005	1,684	8,563	1,728	1,456																																												
2010	1,535	8,070	1,697	1,743																																												
2015	1,426	7,139	1,822	1,844																																												
2020	1,303	6,623	2,003	2,105																																												
2025	1,157	6,180	1,740	2,365																																												
2030	1,039	5,747	1,486	2,544																																												
2035	964	5,373	1,336	2,495																																												
2040	897	4,906	1,305	2,387																																												
<p>少子高齢化が進む中、斜里町の高齢者人口も大幅に増加しており、従前と同様の制度を維持することは困難となっています。そのため、高齢者施策については、順次見直しを行います。</p>																																																
<p><方向性></p> <p>①敬老事業助成金対象者の変更 対象を70歳以上から75歳以上に見直しました。なお、令和2年度から令和6年度までの間は、対象年齢を71歳から1歳ずつ引き上げました。(R2から実施)</p> <p>②敬老祝金の支給対象者、支給金額の変更 喜寿(77歳)3万円、米寿(88歳)5万円、白寿(99歳)10万円から、米寿・白寿各1万円の支給に見直しました。(R2から実施)</p> <p>③介護保険低所得者支援の見直し 軽減率の変更、対象者の該当要件の変更を検討します。(R3から実施)</p> <p>④国民健康保険料独自減免の廃止 斜里町独自で行ってきた減免については、今後の全道保険料の統一化を見越して廃止します。(R3から実施)</p>																																																
試算に与える影響	①R2～R6 合計 7,743千円	②R2～R6 合計 51,070千円	③R3～R6 合計 49,152千円																																													
	④R3～R6 合計 99,928千円 (①～④とも積算済み)																																															

項目名	歳出の抑制④ … 団体運営補助金等の適正化
第6次行政改革項目	Ⅲ-3-(1) 1) 団体運営補助金等の適正化
<p><状況></p> <p>斜里町では52件1.2億円あまりを団体の助成金に支出しています。各団体は町民の公共的・公益的な活動の基盤ですが、前回の見直しから約15年が経過し、年数の経過により構成者や対象者、活動内容等も変化するため、適宜見直しが必要となります。</p>	
<p><方向性></p> <p>令和3年度の予算化に向けて、補助金の適正化を行います。</p> <p>①この15年間で15%人口が減少していることを考慮し、10%程度の削減に取り組みます。</p>	
試算に与える影響	①R3～R6 合計 48,000千円

項目名	歳出の抑制⑤ … 社会資本の計画的な維持と投資事業の抑制
第6次行政改革項目	Ⅲ-3-(4) 1) 公共施設等総合管理計画等の推進
<p><状況></p> <p>公共施設や道路、橋梁、上下水道等の社会資本（インフラ）については、今後急速に老朽化することが懸念されています。これらの改修、更新などには膨大な経費が必要となることから、その必要性に応じて、計画的に取り組む必要性があります。</p>	
<p><方向性></p> <p>①公共施設等総合管理計画、公営住宅等長寿命化計画など、改修による長寿命化や施設の統合廃止などを、過度に集中しないよう計画的に進めます。</p> <p>②大型事業として予定していた斜里中学校グラウンドの人工芝化については、実験の結果、人工芝の目地に土埃が入り込むことで浸透能力の減少やクッション性に影響がみられたほか、初期転圧に影響が出たことによりスケートリンク製作に支障が出たことから、人工芝とリンクの両立が困難と判断し取りやめます。</p> <p>③道路・橋梁の整備にあたっては、維持管理事業を優先します。</p>	
試算に与える影響	②R3 200,000千円（積算済み）

項目名	歳出の抑制⑥ … 広域化や共同化による効率的な行政
第6次行政改革項目	Ⅲ-3-(2) 1) 広域事務事業の共同処理による効率化
<p><状況></p> <p>人口の減少や、必要とされるサービスの高度化などにより、全てのサービスを単独の自治体で賄うことがますます困難になりつつあります。すでに消防や通園センター、終末処理といった斜里郡三町での共同や、脳神経外科や周産期医療での網走圏域での連携などもありますが、廃棄物処理や社会教育などさらに連携の可能性に向けての検討が必要となっています。</p>	
<p><方向性></p> <p>①網走圏域での「定住自立圏」の勉強会に参加していきます（R3年度～）</p> <p>医療体制や今後の消防デジタル整備など、広域的な課題に対して多方面からの検討を行います。</p> <p>②ごみ処理における広域処理の導入の検討（R3年度～）</p> <p>今後、ごみ処理基本計画の策定を進める中、広域的な処理による分業体制の構築や、処理方式の統一が必要となります。</p> <p>③斜里郡三町の社会教育分野の広域的な施設の共同利用の検討（R3年度～）</p>	
試算に与える影響	（積算なし）

項目名	歳出の抑制⑦ … 民間委託の具体的検討
第6次行政改革項目	Ⅱ-1(1) 1) 行政サービスのアウトソーシング等の推進
<p><状況></p> <p>行政サービスの効率的な施設管理、運用方法として、民間委託等アウトソーシングの方法が広まっています。</p>	
<p><方向性></p> <p>居宅介護支援事業所（R3～）、学校給食調理業務・図書館等窓口業務の民間委託の実施に向けて、具体的な検討を行います。</p>	
試算に与える影響	（積算なし）

項目名	歳入の確保① … 「企業版ふるさと納税」の導入
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(2) 5) その他自主財源の確保
<p><状況></p> <p>企業が自治体に寄附することで税負担が軽減される「企業版ふるさと納税」は、H28年度からスタートしましたが、令和2年度の税制改正により、適用期限の延長（令和6年度まで）、損金算入による軽減効果の拡充（9割）、認定手続きの簡素化が進められ、活用しやすくなりました。</p>	
<p><方向性></p> <p>①令和2年秋からの募集開始を目指します。</p> <p>斜里町と関連のある企業などへの案内を進めます。</p>	
試算に与える影響	①未積算（積算額未定）

項目名	歳入の確保② … 「リワード（返礼品）付ふるさと納税」の導入
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(2) 5) その他自主財源の確保
<p><状況></p> <p>現在、斜里町では「100平方メートル運動の森・トラスト」をリワードなしのふるさと納税として取り組んでいますが、制度的に課題はありつつも、「ふるさと納税」の寄附制度が全国的に広く浸透しています。</p>	
<p><方向性></p> <p>①令和2年12月からの募集開始を目指します。</p> <p>個人からの寄附を活かしたまちづくりを目指して制度設計を進め、12月からの募集を進めます。また、令和3年度からの本格的な活用を目指します。</p>	
試算に与える影響	①R3～R6 85,080千円（積算済み）

項目名	歳入の確保③ … 「ガバメントクラウドファンディング (GCF)」の導入
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(2) 5) その他自主財源の確保
<p><状況></p> <p>GCFは、政府や自治体の課題解決に向けて、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方々から寄附を募る仕組みです。近年、ふるさと納税の広まりとともに、寄附文化として広まりつつあります。</p>	
<p><方向性></p> <p>①令和3年度からの募集開始を目指します。</p> <p>投資的事業の中からプロジェクト化しやすい事業を選定しています。</p>	
試算に与える影響	①R3～R6 27,550千円(積算済み)

項目名	歳入の確保④ … 「宿泊税」の導入
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(2) 5) その他自主財源の確保
<p><状況></p> <p>町内に宿泊をした方を対象として、観光振興財源として徴収する宿泊税は、令和3年4月の導入を目指して準備を進めてきましたが、「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、観光業が大きなダメージを受けており、導入を延期しています。</p>	
<p><方向性></p> <p>①令和4年度以降の導入を目指します。</p> <p>観光の回復状態を見極め、令和4年度以降の導入のタイミングを決定します。</p>	
試算に与える影響	①R4～R6 68,750千円(積算済み・事業充当ベース) ※過去の試算としては150円～200円の税とした場合に年間67,500千円～90,000千円と積算

項目名	歳入の確保⑤ … 使用料・手数料の見直し
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(2) 2) 受益者負担・公共料金の適正化
<p><状況></p> <p>多くの項目が前回の改定から15年が経過していることから、近隣市町村とも格差がみられます。</p>	
<p><方向性></p> <p>第6次行政改革では、令和5年度の見直しを予定していましたが、1年前倒して実施します。なお、検討にあたっては、手数料についてはオホーツク管内の状況を勘案することとし、また、施設使用料については減免制度も含めて適正化をはかります。</p>	
試算に与える影響	(未積算)

項目名	歳入の確保⑥ … 町税等の収納率の維持向上
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(1) 1) 滞納処分の継続
<p><状況></p> <p>令和1年度の税等合計した徴収率は現年99.01%（前年度比△0.22%）、滞納繰越分を含めて97.97%（同△0.18%）と、99%台を維持しています。</p>	
<p><方向性></p> <p>①対応のマニュアル化、研修の実施を進め、徴収担当の能力向上をはかります（R2～）。</p> <p>②債権管理条例の整備をはかるとともに、私債権の遅延損害金について体制を整備します（R4）</p>	
試算に与える影響	(未積算)

項目名	歳入の確保⑦ … 町有財産の有効活用
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(2) 3) 公有財産の売却、有償貸付の促進
<p><状況></p> <p>町有林や学校林が伐期を迎えており、町有財産としての計画的な管理が必要となっています。また、旧学校などのほか、当面利用のない町有財産については、順次売却をはかります。</p>	
<p><方向性></p> <p>①伐期を迎えた町有林、学校林は、効率的な売却を行うため、令和3年度からは順次「立木売払い」を行います。また、学校林の売却益は基金に積み立て、目的に沿った活用をはかります。</p> <p>②不要不急となっている町有地、町有財産については順次売却を進め、情報を広報、ホームページ等に公開します。</p>	
試算に与える影響	(未積算)

項目名	歳入の確保⑧ … 安全かつ効率的な基金運用と、資金調達コストの削減
第6次行政改革項目	Ⅲ-2-(2) 5) その他自主財源の確保
<p><状況></p> <p>国保病院事業会計は運転資金の余裕がない状態が続いています。</p> <p>近年、地方自治体においても基金運用と資金調達のあり方について多様な方法が取られるようになっており、先進自治体では、債権の購入による基金運用や、資金調達では利子の削減に向けた据え置き期間の短縮などが取り組まれています。</p>	
<p><方向性></p> <p>①国保病院会計への貸付金として財政調整基金の繰替運用を行い、病院会計の安定化を目指します。</p> <p>②基金等資金の有効な運用について、令和3年度に検討・研修を行い、令和4年度の導入を図ります。</p>	
試算に与える影響	(未積算)